

平成20年度第2回大阪府環境審議会野生生物部会

平成21年3月30日（月）

（午前9時57分 開会）

【司会】 それでは、定刻より少し早いですが、予定されている委員の先生等そろっておられますので、ただいまより大阪府環境審議会野生生物部会を開催いたします。

なお本日の部会は、大阪府情報公開条例に基づきまして公開で行うこととしておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課長の河田からごあいさつ申し上げます。

【河田課長】 動物愛護畜産家長の河田です。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は大変お忙しい中、環境審議会の野生生物部会にご出席いただきまして、ありがとうございます。委員の皆様方におかれましては、日ごろから本府の鳥獣保護管理行政にご理解とご協力を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

本日の部会では、四條畷鳥獣保護区の指定についてご審議いただくこととしております。指定につきましては、平成19年度から5カ年計画として府が策定いたしました第10次鳥獣保護事業計画に基づいており、この計画によるものとしては、昨年指定された枚方鳥獣保護区に続く新規の指定となります。鳥獣保護区の指定により、野鳥の観察や環境教育の場として活用したり、鳥獣保護について思想を普及させる拠点場所として位置づけられることになり、府民が自然環境と触れ合う機会がさらに増えることが期待できます。委員の皆様からは、自由に、意見のほか、ご提言などもいただきますようお願い申し上げます。

また、報告事項といたしまして、大阪府内におけるニホンジカ、イノシシ、アライグマ対策の進捗状況を上げておりますが、府が策定いたしました、ニホンジカ及びイノシシの保護管理計画やアライグマ防除実施計画は、それぞれ19年度に策定されておまして、平成20年度を終えるに当たり、この効果などを検証する意味を込めまして、今回報告するものでございます。この報告事項につきましても、委員の皆様から自由なご提言などを賜りたいと思っております。

以上、まことに簡単ではございますが、開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会】 会議に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

(配付資料確認)

【司会】 次に、本日の委員の出欠状況でございます。鳥居委員、村上委員、森本委員の3名につきましては、他の用務と日程が重なりまして、ご欠席されております。ご出席いただいている委員につきましては、恐れ入りますが、ご紹介を省略させていただきます。お手元の名簿でご確認ください。

本日は9名中6名の出席をいただいております。大阪府環境審議会野生生物部会運営要領第3条第2項の規定による定足数を満たしておりますので、本部会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、議事に入りたいと思います。

最初に、大阪府から環境審議会に諮問をいたします。なお、今回審議いただく事項に関しましては、大阪府環境審議会野生生物部会運営要領第3条第5項の規定により、本部会での決議をもって審議会の決議とすることとなっております。

それでは、石井部会長に諮問文をお渡しさせていただきます。

【河田課長】 それでは、知事にかわりまして、諮問文をお渡しいたします。

四條畷鳥獣保護区の指定について（諮問）

標記について、鳥獣の保護及び狩猟の適正に関する法律第28条第9項の規定に基づき、貴審議会に意見を求めます。

大阪府知事 橋下 徹

よろしく願いいたします。

【司会】 それでは、これ以降の議事につきましては、運営要領第3条第1項の規定に基づき、石井部会長に議長として議事進行をお願いしたいと存じます。

石井部会長、よろしく願いいたします。

【石井部会長】 皆さん、おはようございます。それでは、次第に従い進めさせていただきます。先ほどの原稿によりますと、報道がいた場合には長目に受け取ってくださいということになっておりまして。

きょうの議題ですけれども、1件目が四條畷鳥獣保護区の指定についてということであり、進め方ですが、いつものように、まず事務局から指定しようとする地域の概要、あるいはその内容についてご説明いただいて、その後、委員の皆さんからご意見、ご質問をいただきたいと思っております。

鳥獣保護区の指定につきましては、審議会の意見を聞く前にあらかじめ関係地方公共団

体の意見を聞くと。さらには、指定の案などを公開するということが法律で定められているようでございます。それらの経過などもあわせて事務局からご説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

【事務局】 それでは、事務局のほうから四條畷鳥獣保護区の指定についてご説明させていただきます。座って、失礼いたします。

まず、四條畷鳥獣保護区の場所の確認をお願いしたいと思います。資料1－3をごらんくださいませ。ここに地図をつけております。四條畷市の中央部にあります里山の区域、約1,100ヘクタールを今回指定したいと考えております。裏面に、1－4といたしまして、四條畷市の全域の地図及び指定区域をお示ししております。四條畷市の東部の市街地、西側の上田原地区の開発区域を除いた区域を今回の指定対象としております。指定予定区域は生駒山系の比較的自然が多く残る地域で、田畑やため池、森林、住宅等が混在しております、典型的な里山地域の景観を保っている地域でございます。

さきにお渡ししております、この鳥獣保護区等位置図をごらんください。このピンク色に塗っております地域が、既に鳥獣保護区にしております区域で、平成20年度の枚方鳥獣保護区を含めまして、17カ所、1万1,700ヘクタールが指定されております。今回新たに指定を行います場所は、地図の中ほど、大阪府の東側にあります四條畷の中で、赤線で囲まさせていただきました区域になります。この区域の北側は交野鳥獣保護区に接しております、南側は奈良県の生駒信貴山鳥獣保護区から大阪府の生駒山鳥獣保護区につながるようになります。この指定によりまして、金剛生駒紀泉国定公園のうち、大阪府側の生駒山系の公園区域が鳥獣保護区でつながることとなります。

続きまして、鳥獣保護区の指定内容についてご説明させていただきます。お手元の資料1－6の指定調査報告書をごらんください。鳥獣保護法第28条第2項に基づきまして、鳥獣保護区を指定するときは保護に関する指針を作成しなければならないこととされております。指針（案）として資料1－5につけておりますけれども、この指針を作成するに当たり、指定調査を行いましたので、この調査報告書によりまして、内容のご説明をさせていただきますと思います。

まず地域の名称でございますけれども、四條畷鳥獣保護区としております。

2番目の記載事項の区域でございます。指定に当たりましては、道路や河川、行政界など、明確な境界線で区域を明示することとされております。図面上の境界は、この位置図でも書いておりますけれども、この区域につきまして文言で示したものでございます。だ

らだと長くなりますので、赤線でくくっております区域をこの文章で示しているということをごらんいただけたらと思います。

3番目の鳥獣保護区の存続期間でございます。一応、鳥獣保護法では、**20年以内**での期間を指定することとされております。大阪府では、存続期間を**10年**といたしまして、継続更新について、その都度、指定地の状況や関係者の意見を調査し、その上で継続することとしております。今回の存続期間といたしましては、平成**21年11月1日**から平成**31年10月31日**までの**10年間**を存続期間として指定することとしております。

4番目の鳥獣保護区の指定区分でございます。森林鳥獣生息地の保護区として指定することとしております。保護区の指定に当たりましては、森林鳥獣の生息地保護をはじめ、集団渡来地の保護、身近な鳥獣生息地の保護など、目的によって保護区の区分をすることとしております。本地域につきましては、野生鳥獣の保護及び鳥獣観察や環境教育の場として保護する区域といたしまして、森林鳥獣の生息地保護を目的とすることとしております。

次の指定の目的になりますけれども、その前に、先に4ページをごらんください。鳥獣保護区に編入しようとする土地の地目別面積を上げております。全面積**1,100**ヘクタールのうち、林野が**720**ヘクタールで**69.2%**を占めております。そのほか農耕地が**46**ヘクタール、**4.4%**、その他の区分として**253**ヘクタールの**24.3%**となっております。この地域の所有者区分でございますけれども、ほとんどが私有地等になりまして、**899**ヘクタールを占めております。指定区域のうち、**724**ヘクタールが金剛生駒紀泉国定公園の区域になっておりまして、自然公園法の網がかかっておる区域でございます。

次に、地域の概況について説明させていただきます。位置につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。地形、地質でございますけれども、生駒山系の北部に位置する、東側は生駒山地主稜線を挟んで奈良県と接する山林地帯になっております。地域の中には、室池という、新池、古池、中ヶ池、砂溜池の4池を総称した池がございまして、この池を中心とした区域を今回の指定として考えております。

植物相の概要でございますけれども、室池の周辺部、稜線部にはコナラやクヌギ等が多く、一部アカマツがまざっておりますが、谷筋部分には、スギの植林地もございまして。そのほかの地域の樹種といたしましては、ソヨゴやアラカシ等の照葉樹、ヤシャブシやモミジ等の落葉樹や、ササ類等の植生で構成されておるところでございます。中でも室池には環境省レッドリストに記載されております水生植物などがございまして、この地域は自然

保護上も重要な植物が生息している区域にもなっております。

動物相の概要でございますけれども、府下ではこれまでに約**334**種類の野鳥が観測されております。当該地域、この室池の地域につきましては、その3割に当たります**111**種の鳥類が確認されておまして、確認されている鳥獣類には、オシドリとかハチクマ、オオタカのような猛禽類、それから、サンショウクイ等の環境省レッドリストの記載種9種も含まれております。また、カワセミとかアオゲラ等の大阪府のレッドデータブック記載種の**38**種も含まれておまして、地域の鳥類の生息環境として非常に重要な地域ということで、このレッドリスト並びにレッドデータブックに記載されております種がおるということは、重要性も裏づけられることと考えております。ここで見られておる鳥類につきましては、お手元に別途、写真で幾分か上げた分も置いておりますので、また見ていただけたらと思います。また、この室池の部分については、カイツブリ目、ペリカン目、コウノトリ目等、水鳥類が結構豊富におりまして、6目7科**21**種類が記録されております。これは全鳥類の**18.9%**に当たります、当該区域内の林というのは、繁殖期及び越冬期、通過時の鳥類にとりまして、採餌や休息の場として1年を通じて重要な生息環境になっていると考えられております。また、府民の森緑の文化園むろいけ園地では、3年ほど前からフクロウの巣箱を設置しておまして、既に数羽のひなが巣立ちしているということが確認されております。

一方、獣類でございますけれども、この園地内におきましては、ニホンリスやイタチ類、イノシシ等の獣類も確認されております。また、自然環境保全基礎調査におきましては、イノシシとかタヌキ、キツネなど、里山にすむこういう獣類もこの地域で確認されておるといことでございます。生息する鳥類、再掲しておりますけれども、一般に見られる、いつもよく見られる種といたしまして、カワウやアオサギ、マガモ等のカモ類、それからツグミやウグイスやヤマガラ等の鳥類が約**93**種確認されております。後ろのほうにも、別添に確認鳥類一覧という表もつけておりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。獣類につきましては、先ほど上げましたニホンリス、タヌキ、キツネ、イタチ、イノシシ等が確認されております。

この地域の農林水産業の被害状況でございます。この地域では、イノシシ、一説にはイノブタと言われておりますけれども、イノブタによる野菜やイモ類の被害、食害、それから、田畑のあぜの掘り返し等の被害がこの地域でも発生しているということが報告されております。また、アライグマも生息しております同地域内では、平成**19**年で1頭の捕獲実

績ということで、まだまだ捕獲数は多くございませんが、アライグマの生息分布拡大によりまして、農林業被害や生息環境被害が懸念されるということで、引き続きこういう獣類の被害についても注意する必要があると考えております。

本地域の利用状況でございますけれども、この地域は野外活動の拠点としまして、府民の森緑の文化園むろいけ園地、それから四條畷市立野外活動センター、寝屋川市立野外活動センターの3つの公共施設がございまして、住民や府民の方に広く利用されているところでございます。むろいけ園地におきましては、年間約40万人の来園者がありまして、室池及びその周辺の水辺自然園や森の宝島を中心に自然観察や環境学習の場として利用されているところでございます。四條畷市立野外活動センターにおきましても、年間約5,000人の施設利用者がありまして、施設のキャンプ場を中心といたしまして、東側に隣接しております四條畷市のふれあいの森や堂尾池のビオトープ等を利用されておるということでございます。寝屋川市立野外活動センターにおきましては約2万人の施設利用者があるということで、施設を中心に北東側の山林やこの地域の池等を利用しております。そのほか緑の文化園におきましては、日本野鳥の会大阪支部の定例の探鳥会が毎月1回開催されておりまして、多くの方が利用していただいているということでございます。

最後に、戻りますけれども、2ページの鳥獣保護区の指定目的でございます。この森林鳥獣生息地の保護区といいますのは、鳥獣の保護とあわせて観察等にも利用するというところで、先ほど申し上げました利用状況を踏まえまして、この地域の指定を進めていくということでございます。この地域は、コナラ、クヌギ林と広葉樹林を主体とした複雑に入り組んだ山地地形と、室池によって形成されます水辺環境が複合的に存在する環境でありまして、野生鳥獣の生息地として重要な拠点となっておりますとともに、室池周辺は、今後、生駒紀泉国定公園に指定されるとともに、府民の森緑の文化園むろいけ園地として整備されております。そのため、府民に広く開放されているところでございまして、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な地区であるとともに、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定しております鳥獣保護区に指定することによりまして、当該地域に生息する鳥獣の保護を図っていただけるものと考えております。

今後、この指定後の管理の方針でございますけれども、鳥獣保護員やNPO等によりまして、野生鳥獣の生息状況調査を実施いたしまして、科学的データの収集、蓄積に努めるとともに、今後の保護管理に反映させたいと考えております。また、鳥獣保護員や行政職員によりまして巡視等を行いまして、鳥獣保護区の適切な管理に努めていきたいと考えており

ます。この地域の野鳥観察会など、人と野生鳥獣の触れ合いの場や自然環境教育の場として、学校教育等に積極的に活用されるよう、普及啓発にも努めていく所存でございます。

最後になりますけれども、この地域でのイノシシ等による農林業被害も発生しております。鳥獣保護区でありましても、有害鳥獣捕獲許可について、有害鳥獣に対する対応が可能です。また、アライグマにつきましては、外来生物法に基づく防除計画に沿い、捕獲を進めておるところでございます。鳥獣保護法の適用を受けておりませんので、アライグマの捕獲等につきましては、保護区内におきましても保護の対象とされてはおりません。今後の被害の発生に対しましては、地元四條畷市と協力しながら、速やかな対応に努めていくこととしております。

なお、これをまとめました指針（案）につきましては、法第28条第4項によりまして、公衆の縦覧に供しなければならないとされておりました。去る3月6日から3月19日までの2週間、府動物愛護畜産課、中部農と緑の総合事務所及び北河内府民センターの3カ所におきまして縦覧に供したところでございますけれども、特に関係者等からの意見は寄せられてはおりませんでした。

最後に、住民及び関係者への説明状況についてご説明させていただきます。大阪府及び四條畷市で関係機関及び地元自治会に鳥獣保護区の趣旨を説明するとともに、指定に関して理解を求めたところでございます。大阪府のほうでは、近畿農政局、日本野鳥の会大阪支部、大阪府猟友会、大阪府森林組合、そして区域内にあります近隣市の所管施設等につきまして説明を行いました。また地元市からは、地元の自治会、地元の猟友会支部、地元農協、土地改良区等に説明を行ったところでございまして、いずれも指定につきましての了解をいただいております。先ほど申しましたように、保護に関する指針（案）の縦覧を3月6日から3月19日まで行いました。これにつきまして、広く府民の意見を求めましたけれども、特に意見等の提出はございませんでした。

最後に、公聴会についてでございますけれども、公聴会につきましては、鳥獣保護法第28条第6項におきましては、市民から広く意見を聴く必要があると認められるときに公聴会を開催するとされております。今回の保護区の指定に当たりましては、四條畷市と手分けをいたしまして実施した、関係者及び関係機関に対する事前説明、広報活動の中で、公聴会の対象となります利害関係者も含めまして、反対意見や質問及び照会等が全くございませんでした。このことから、公聴会の開催につきましては省略したいと考えております。

以上で概要説明を終わらせていただきます。

【石井部会長】 どうもありがとうございました。ということで、事務局からご説明がありましたけれども、ご意見やご質問がありましたらよろしく願いいたします。

又野さん、どうぞ。

【又野委員】 今のここの地域での密猟状況とかはどうなのでしょう。

【事務局】 19年度につきましては、特に密猟の報告等はございませんでした。近隣の東大阪とか枚方等ではメジロ等の密猟等もございましたけれども、地元の鳥獣保護員さん等も回っていただいておりますけれども、この地域では幸いございませんでしたけれども。

【又野委員】 これは、念のためということで書いてあるんですね。

【事務局】 はい。引き続き、鳥獣保護員さん等も含めまして、パトロールは進めていくということで考えております。

【石井部会長】 ご質問のところは、管理の計画の話ですね。

【又野委員】 はい。

【石井部会長】 メジロについては、私なんかも昆虫研究者ですから、山の中を歩きますけど、時々とは言いませんけど見るがあります。そういう局面が多いので。

【事務局】 メジロの数というのは、統計的に調べているわけではございませんけども、大阪市内でも結構見かけるようになっておりまして、最近増えてきているのかなと思うんですけれども。鳥獣保護法におきまして、飼養できるのは1世帯1羽ということで決められております。メジロを飼いたいという方につきましても、ルールを守って飼っていただくということがございますので、違法飼養、違法捕獲等がないようにパトロールについては続けていくと考えております。

【石井部会長】 よろしいですか。

【又野委員】 はい。

【石井部会長】 ほかはいかがでしょうか。

【森下委員】 いいですか。

【石井部会長】 どうぞ。

【森下委員】 放鳥は、今はされていないんですか。

【石井部会長】 ここで鳥を放すということですか。

【森下委員】 かつては生駒山系はキジを放鳥していましたよね、大阪府が。その事業は、今、どうなっているんですか。

【事務局】 放鳥事業につきましては、平成20年度から中止しておりまして、現在、大

阪府のほうでは放鳥事業はやっておりません。

【森下委員】 20年度といたら去年からですね。

【事務局】 そうです。今年度になりますけど、通常でしたら10月末ごろから放鳥をやっておりましてけれども、20年の10月からはやっておりません。

【森下委員】 まだ、つい最近なのね。

【事務局】 そうです、はい。

【森下委員】 その放鳥をしたことによる、ほかの鳥、獣との関係みたいなものは調査されているんですか。

【事務局】 19年度に事業計画を作成しましたときに、今後やるに当たっては、生息状況、どれだけ定着しているかとか、ほかの影響等も調べるということで計画を上げておったんですけども、この事業自体が20年度にやめましたので、継続的な……。

【森下委員】 そういうことではなくて、放鳥すると、ほかの動物に対する影響が出ますよね、そのかわりみたいなことは、結局はまだ調査をしないままですか。

【事務局】 はい。進めておりません。

【森下委員】 わかりました。結構です。

【石井部会長】 これは平成20年度からで、この以降もずっと放鳥はしないということですか。

【事務局】 今のところ予定は上がっておりません。

【石井部会長】 樋本委員。

【樋本委員】 生駒山系は、今のところ放鳥はやっておりません、もともと、ずっと。猟友会が携わってやっておりますが、生駒山系は今のところ全然やっておりません。

【事務局】 済みません、ちょっと説明が。府内全域で……。

【石井部会長】 生駒はもともとやっていなくて、もちろんこれからもやらないと。

【樋本委員】 やっていません。はい。

【事務局】 従来、放鳥事業につきましては、狩猟等の絡みがありまして、狩猟のキジの保護とあわせて狩猟の標的、ターゲットとしての放鳥もやっておりましたので、銃による可猟区域を中心に放鳥しておりました。ですから生駒山系は、鳥獣保護区と銃猟禁止区域に指定されておりました。その関係での放鳥というのは、従来からございませんでした。

【森下委員】 わかりました。

【石井部会長】 放鳥の件はよろしいですか。

ほかはいかがでしょうか。

【又野委員】 もう1つ。

【石井部会長】 どうぞ、又野さん。

【又野委員】 資料1－5の指針（案）ですけど、その最後のページの上から3行目に「1年を通じて重要な生息環境となっていると考えられる」と書いてあるんですけど、「考えられる」という日本語の意味がちょっとよく……。レベルがいろいろあると思うんですけど、ここのデータを見ると、夏鳥も冬鳥も通過鳥も全部生息していますので、もうちょっと強く、「している」で切るとか。「考えられる」というと、推察のような感じがするので。

【石井部会長】 資料5の一番最後のページの上から3行目のところに、「1年を通じて重要な生息環境となっていると考えられる」と。

【又野委員】 日本語の問題なので、ニュアンス的に。実際はクロジとか、分布域の少ない冬鳥もちゃんといますし、年間を通じて繁殖期も通過時も冬も利用しているという、このデータからそれがわかりますので、もうちょっと断定形でもいいかなと思います。

【石井部会長】 いかがでしょうか。言い切れない理由は何かあるんですか。

【事務局】 いえ。そしたら、「1年を通じて重要な生息環境となっている」ということでとめさせていただきます。

【石井部会長】 「なっている」で。私もそんな気がします。優良な場所だと思いますけど。

ほかはいかがでしょうか。

緑の文化園、ここは私もよく利用するんですけど、良好な里山という感じですよ。コナラとクヌギを主体としていて、大阪府の準絶滅危惧にもなっている私の大好きなオオムラサキなんかも、わりと数多くいるんです。何が言いたいかといたら、里山は放置すると変化していってしまうと思いますけれども、このあたりの管理というのは、計画があるんでしょうか。下刈りするとか間伐するとか、そういうことをしていかないと、里山でなくなってしまうというのがあると思うんですけど。

【事務局】 ここの室池周辺のこの部分につきましては、府民の森のむろいけ園地としてしておりますので、その園地の管理としては、周辺の森林も含めまして、管理はやっているということでございます。その他のところでは、済みません、ちょっと今のところ…

…。

【中部農と緑の総合事務所】 府有地ですとか市有地が多いものですから、そういうところは自前で整備を進めております。それ以外の民有地で放置されておるところにつきましては、今、放置森林対策ということで、府でボランティアさんですとか企業の協力も得て少しずつですけども、整備を進めております。

【石井部会長】 わかりました。ぜひとも、よろしくお願ひしたいなと思ひまして。里山的な感じだからこそ、生物多様性が高い部分もあるのではないかと私なんかは思っているんですけど。

ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、意見は出尽くしたかなと思ひます。

それでは、採決に移りたいと思ひますけれども、事務局のほうからご説明がありましたことですが、「考えられる」を削除するとかというところは少しありますが、原則としてはこんなものでよろしいかどうかということで。四條畷鳥獣保護区の指定について、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(異議なし)

【石井部会長】 どうもありがとうございます。ということで、承認されたということにさせていただきたいと思ひます。この内容につきましては、これの親になっている委員会ですけども、大阪府の環境審議会、5月に開催予定ということになっております。ここにつきまして、私のほうからになると思ひますけれども、ご説明させていただきたいと思ひます。

きょうの審議事項についてはここまでなんですけれども、もう1件、報告事項というのがございます。これは大阪府内におけるニホンジカ、イノシシ、アライグマ対策の進捗状況ということなんですけれども、この辺について、また事務局のほうからご報告、お願ひいたします。

【事務局】 野生動物グループ、石井といいます。よろしくお願ひいたします。座ってご説明させていただきたいと。

平成20年度第1回の環境審議会野生生物部会におきまして、ニホンジカ、イノシシにつきましては保護管理計画の中で、ニホンジカにつきましては猟期の延長、それからニホンジカ、イノシシの両方に関しましては、狩猟期のくくりわなの12センチ以上の制限緩和を審議いただきましてありがとうございます。ほんとうはその結果を、きょう、この中でお

示ししないといけないんですが、残念ながら3月15日で猟期が終わっておりまして、そこから1カ月かけて狩猟免許等の返納の中で狩猟の結果が出てきますので、今の時点では具体的な数字が出せていない状態なんですけど、またその数字等が出てきた時点でご報告させていただきたいと思っております。

今回この中で、資料をつけさせていただいております。1ページから9ページにつきましては、第1回の部会の資料を、例えば又野委員のご指摘にありました並び方等の体裁を整えるようにというご指摘等を受けた部分について、一部、修正をさせていただいておりますが、内容的な大まかな部分は第1回と同じになりますので、割愛させていただきまして、10ページのところから確認させていただきたいと思っております。10ページにあらわしておりますとおり、大阪府内での狩猟者の登録につきまして、全体的に減少しております。それから、年齢につきましても高齢化しているということで、今後、狩猟等につきまして、かなり厳しい状況になってきているという状態です。それから、11ページに、特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整ということで、平成19年度から、有害等での期間限定ではなく、全体的に1年を通じた有害の許可を出すことによって、よりスムーズに、有害等のイノシシ、シカの捕獲ができるようにということで、数の調整というものを年度当初に各市町村に示すことによって、イノシシ、シカの捕獲をよりスムーズに進めるように行っているところです。

12ページのほうに、現状と今後のところを示しておるんですが、昨年度ご説明させていただいたとおり、平成19年度は、イノシシにつきましては、ドングリ等えさがあるからあまり山からおりてきていなかったのではないかとということで、平成19年度の12月末の有害でのイノシシの捕獲数は406であったのに対しまして、平成20年度は、やはり山からおりてくるのではないかとこの話をさせていただいたところ、一部市町村につきましては、1年間終わっていないと、この数の調整ということでデータが出てきていないという状況もあるんですが、それを加味しても、20年度の12月末、なお700頭捕獲されているということで、やはり20年度については、イノシシはかなり出てきているんだという傾向があります。それを受けまして、実際のところ数の調整で、例えば、一番上の能勢町さんなんかでは、平成20年度、年間50頭捕獲可能ということで、数の調整をさせていただいたのですけれども、12月末の時点で55頭ということで、それだけではカバーできないということがありましたので、平成21年度には100頭、計画を上げさせていただきました。それから、例えば柏原市さんでは、100頭、20年度の計画を上げさせていただいたんですが、12月末の時点で123頭

ということで、こちら**21年度**の計画では**150頭**ということです。**20年度**につきましては**1,280頭**の計画だったものを、**21年度**は**1,540**、数の調整ということで、1年間の捕獲の計画をかなり多く上げさせていただいております。下のシカにつきましても、**19年度**、この時点でも数は多かったと言われておるんですが、**12月末**で**135頭**であったのに対しまして、**20年度**は**12月末**、**150頭**ということで、こちらについてもかなり捕獲数が伸びております。ですので、こちらあたりのこの数字をあわせて、それと狩猟の結果を含めて解析をしていくことで、現状の対策をより進めていくように取り組むようにしていきたいと考えております。

それから、**13ページ**のほうに鳥獣被害防止総合対策事業のパンフレットをつけさせていただいております。こちらは**19年度**から始まっております特措法の関係で、各市町村に出る実際の交付金のうち、普通の場合は国のほうが**50%**負担するのに対しまして、この防止対策事業に基づいて被害対策の防止計画を立てれば、**8割**、交付金が出るということで、それを実施するためのパンフレットになっております。**20年度**につきましては、河南町さんと高槻市さんが計画を上げて実際進められておりました、**21年度**現在、能勢町さん、豊能町さん、富田林市さん、河内長野市さんの**4市町**さんが、今年度からこの防止対策事業に基づく被害防止計画を立てるための相談を受けておる状態になっております。

続きまして、**15ページ**からが**20年度**のアライグマ対策ということで。外来生物法の関係で、アライグマの情報を提供する機会がなかなかありませんので、今回、資料のほうに添付させていただきました。大阪府でも、現在アライグマの被害が増加しております、府内全域での捕獲等が進んでおります。この表にありますとおり、平成**18年度**で**812頭**、それから平成**19年度**で**770頭**の捕獲をしております。ページを2つめくっていただきまして、現状**20年度**につきましては、具体的には**19ページ**に棒グラフを入れさせていただいておりますが、平成**20年度12月末**の時点で**565頭**ありますので、年度末にいけば、これから大体**200頭**程度、毎年上乘せされますので、**20年度**につきましても**800頭**近くの捕獲がされるものと思われま

それから**20ページ**を開いていただきますと、実際に捕獲されている個体の傾向、成獣なのか、新生児なのかということについての表を入れさせていただいておりますけれども、こちらを見ていただきますとおり、5月から8月にかけては、大体半分くらいが成獣ではなく新生児、もしくは子供がとれているという状態です。ですので、4月、5月での捕獲ができるだけ進んでいけば、もしくは冬場の捕獲が進んでいけば、夏場の捕獲を大分抑え

ることができるのではないかと考えられます。

それから、21ページに大阪府内での捕獲数の推移を各市町村ごとの色分けでさせていただいております。白黒なのでちょっとわかりにくいんですが、濃いところほど捕獲数が多い場所となっております。これで見させていただきますと、柏原市が例外ではあるんですけども、大体北部側、淀川より北の部分と大和川より南の部分で、多く捕獲されるところが分かれるような状態になっております。

22ページにいきまして、環境省が出しております1キロメッシュで見た場合どういう場所で捕獲されているかということで見させていただきますと、実際に捕獲を行っている場所というのが、シカ、イノシシ等と違いまして、実際の畑等で捕獲しておりますので、どちらかといえば民家、人の生活圏に近い部分、都心部よりはちょっと里山的な部分での捕獲が多いのかなと。実際多く捕獲されている場所というのが色の濃い部分になるんですが、やはり先ほどの図と同じく、大和川より南側、淀川よりも北側のところで捕獲が多くされております。これは、18年度、19年度、どちらにつきましても大体同じような傾向が見られております。

24ページに、それを13年度から19年度までの捕獲された場所全部を塗りつぶすとどういう状態かというのを見ていただくためにあらわしたものを作成したんですが、全体としては、大阪府内ほぼ全域的に捕獲はされているような状態であるということで、どこについても油断できないような状態、予断を許さないような状態ではないかと考えられます。参考までに資料を一部追加で1枚つけさせていただいたんですが、先週、防衛医大の高田先生から、こちらからサンプルを送らせていただいた中のアライグマのミトコンドリアのDNAの結果が送られてきましたので、今回取り急ぎ作成したものを添付させていただいております。ミトコンドリアDNAといいますのは、シカとかでもよく調査をやっておるんですが、母系、つまりそこにもともと居ついていたものの系統を示すDNAの調査結果ですので、そのの主体になっているやつがどういう系統かというのを見分ける方法に使われております。この結果を見ますと、大阪府の淀川より北部につきましては、12というパターンが出ています。それから、中部管内については主に8というパターン。それから、泉州、南河内管内については2、3というパターンになります。同時に行っていません和歌山の結果を見させていただきますと、和歌山の北部、和歌山市とか橋本市では2、3ということで、泉州管内、南河内管内というのは2と3というところで、ほぼ和歌山の北部と重なっているのではないかと。ただ、和歌山につきましても、中央部、南西部になると、今

度は大阪ではほとんど出てこない7というのが主体になっていますので、またそこで違う系統が入ってきていると。逆に和歌山では、この中部管内で一番多く出ています8というものが出ていないということです。この8というのはやはり別のところになっていると。この地域のつながりからすると奈良県等と交流があるような地域にひよっとしたらなるのではないかと。ということで、大阪府内での捕獲等の対策も必要だと思われるんですが、こういった形の、他府県と連携していきながらのアライグマの対策も必要なんじゃないかなというのが、こういうDNAの結果等から見えてくるんじゃないかと思われま

それを踏まえまして、最後、25ページに、他府県でのアライグマの捕獲実績の推移を見ていただきますと、大阪、それから京都、和歌山等につきましては、500から700頭近く毎年捕獲。兵庫県につきましては、その3倍近くということで、2,100頭、捕獲をされています。奈良県につきましては現在のところまだ120頭程度の捕獲になっているということで、今後、こういった近隣他府県との連携をもって、アライグマの捕獲、対策等は進めていく必要があるのかなと思われま

【石井部会長】 ありがとうございます。ということで、ご報告なんですけれども、今のご説明に何かご意見、ご質問ございますか。

最後のアライグマのミトコンドリアのDNAというのは、アライグマって、1種ですよ、日本に入っているのは。亜種が違うんですかね。

【事務局】 亜種らしきものがあるということを知っているんですが、ちょっと厳密なところはわかりません。

【石井部会長】 とにかく、ミトコンドリアだから個体識別はできないけど、家族というか、親類というのかな、そのくらいの分析にはなっているはずですよ。そうすると、淀川より北のタイプというのはハプロタイプ12というんですかね、そういう系統の家族で、南のほうは2とか3とか。これは、和歌山なんかとよく一致していると。だから、もともとアライグマってペット由来で、それが放されたことによるわけだけど、北のほうで放したときの個体群と南のほうのは違う系統だということなんですかね。

【事務局】 中部のほうは8なので、中部は中部でまた違うのかなという可能性があると。

【石井部会長】 なかなかおもしろいんですけど、これから何がわかるかというか、何をしたらいいかというのはなかなか難しいんですけど。私が聞きたいのは、なぜ大和川と淀川の間が、今わりと空白になっているのかなという、これはどうしてでしょう。やっぱり

川があるからですか。

【事務局】 両方との交流がない可能性はその点かもしれないですけども、もともとここで数が少ない理由というのはちょっと……。ただ柏原市では、かなり捕獲されているので、そのあたりの理由を、奈良県さんの捕獲の実績等と比較しながら、どういう分布をしているのかの調査をしていかないといけないかなと思っています。

【石井部会長】 うちで今年、博士で一人、アライグマのことで学位を取った男がいるんですけど、彼の話によると、堺市なんかでは、スイカのようなもの、農産物は、農家の方があした収穫しようかなと思って行ったら、ぽかっと穴があいていて、中に手を突っ込まれていて全部ないということで、すごくいらつくといいますか、一番嫌なタイミングで被害に遭うということで、農家の作物をつくる意欲を失わせるような、そういう悪い獣になっているようなんです。これが今後広がると、大阪府内で、特に農業被害が起こる可能性が大きいかなと思うんです。

私からちょっと余計なコメントをしましたが、何かご意見、ご質問ございますか。

【古川委員】 ちょっと教えてください。アライグマの捕獲。兵庫県は別として、やっぱりアライグマといったら、奈良県は山が多いから奈良で少ないけど、アライグマというのは山と都会との間によけ出てくるわけだな、えさををとり。そういうことかな、これ。奈良県なんかは少ないわな、捕獲量。25ページのこれ、見せてもらったら。

【事務局】 奈良県さんの捕獲数が少ない理由がもう1点ありまして、実は奈良県さん、鳥獣保護法の関係で、有害としてアライグマの捕獲をまだしておられまして、外来生物法での防除実施計画を立てていないというのがあります。だから、アライグマをなかなかうまく捕獲できていないというのもあって、捕獲数がまだ伸びていないところもあるのかなと。ただ、実際奈良県さんでとられているところでも、里山的な家庭菜園とかでの被害が多いということですので、傾向はやっぱりそういう場所で多いのかなと思います。

【石井部会長】 淀川と大和川に挟まれた地域って、奈良のほうから入ってこられたらまた増えていくかもしれませんね。

ほかはいかがでしょうか。

【又野委員】 表の見方がちょっとよくわからないんですけど、9ページのイノシシの狩猟捕獲数。例えば島本町だったら、253ですか。平成19年度の一番色の濃いところで、狩猟期にたくさんとるから、有害としてはそんなに多くやっていないという解釈でいいんですか。

【事務局】 このあたり、実際の免許でとられている方から実際の狩猟の結果を確認をしてみますと、どうも島本町さんと京都府さんの県境ぐらいのところに。

【又野委員】 京都は多いから入ってきますよね。

【事務局】 その府境のところ辺にすごいい猟場があるみたいでして、そのところで集中してとっている部分がどうも多く出ているような。

【又野委員】 集中してとるから、調整計画ではそんなに増えなくても、狩猟期にとっているから。わかりました。

【石井部会長】 よろしいですか、今のは。

【又野委員】 はい。

【石井部会長】 ほかはいかがでしょう。よろしいですか。

10ページの狩猟者の登録数というのが、やっぱり減少して、ちょっと頭を打っているようですけど、高齢化も進んでいるということですよ。これの対策というのは、大阪府はどうなふうに行われているんですか。

【事務局】 本年度、20年度から、狩猟免許試験、従来年1回やっていたんですけども、2回するというので、20年度は9月と12月に実施させていただきました。12月の農閑期に農家の方にも取っていただくということで、猟友会の方のご協力も得まして、受験者も……。受験数はあれですけども。

【石井部会長】 増えていると。

【事務局】 結構増えたということで、合格者もちょっと増えているということで、今後、引き続いて21年度につきましても、2回実施、今後続けていくように頑張りたいと思っております。

【石井部会長】 狩猟の登録というのは、やはり農家の方が多いということでしょうか。

【事務局】 登録自体は、やはりハンターとしてやられる方が、最低条件として登録が必要ですので、それでやられると。農家の方も、自分の身の回りに出てくるイノシシを有害以外で捕まえたいということであれば、登録していただいて、やっていただくと。私どものほうといたしましても、農家の方も猟友会に入ってくださいとか、一緒になってやっていただかないと。主に農家の方にはわなの捕獲を勧めておりまして、捕まえたイノシシの最終の処置といいますのは、やはり猟友会の方のご協力を得ないと難しいところがありますので、一緒になってやっていただくということで、進めているところでございます。

【石井部会長】 樋本さん、いかがですか。

【樋本委員】 狩猟者の登録が減ってきているというのは、一に高齢化の問題なんですよ。猟友会自体の平均年齢が63ぐらいを超えていると思うんですよ。今年、私らの試算では、今、約1,850名おられるんですが、10%減ぐらいになるのではないかという試算はやっております。

それと、警察行政の銃の管理の問題が大分厳しくなっておりますので、それでやめられる方も多々あると思いますので。極力残っていただくようにはお願いしているんですが、なかなか。

【森下委員】 食べられないものをとるというのは大変なんです。

【樋本委員】 それと兵庫県、アライグマをたくさんとられておられますわね。もう山の上までアライグマが来ていますから。狩猟期間中でも、僕らでもとりますから。

【森下委員】 前、せんだってのケースなんかもそうだけど、いろんな研究がある。下水道の普及率とアライグマの分布とを重ねた人がいて、下水道がどんどんできてくると、アライグマがどんどん奥のほうに入っていくというのがあって、結局、今、山の頂上まで入っちゃった。

【石井部会長】 下水道工事の穴ですか。

【森下委員】 下水道って、大きな穴を掘るじゃないですか。そうすると、それによって移動が可能になって、あれは水に強いものだから。下水道がないところは分断されてしまうけども、下水道ができていくと、ずっと奥まで入っていくというのがあって。アライグマがどこにいるかというのを見たら、普及率とちょうど合うんじゃないんていうのがあって。

【石井部会長】 おもしろい説ですね、それは。

【森下委員】 だから府の行政は、一つ一つみんな別々だから、アライグマならアライグマばかりやっているけども、それは高齢化の一つの指標にもなるし、いろんな別の面があるから、そういうものを重ねていくと、どこで何をすることによってこういう現象が出てきたかというような、総合的な府のことがわかるのではないかなと私なんかは思っています。外来種が入る道というのはほとんど淀川からだから、まず淀川から全部入っていて、あっちへ広がっていく。だから、どこが一番淀川に近いかがよくわかって。

【石井部会長】 興味深い説をありがとうございます。

【古川委員】 それと全く違うんだけど、僕ら河南町でも、池一面、真っ赤になって、こんなタニシみたいなの……。

【森下委員】 ラプラタリンゴガイ。

【石井部会長】 ジャンボタニシ。

【古川委員】 タニシの一種でしょうか。

【石井部会長】 紫色の卵をなんかよく……。

【古川委員】 あれ、どこから入ってきたのかね。

【森下委員】 ラプラタリンゴガイというやつ。ジャンボタニシ。

【古川委員】 ジャンボタニシ。こんなんですよ。

【石井部会長】 スクミリンゴガイという。

【森下委員】 スクミリンゴガイ。

【古川委員】 すごいですよ。僕の家周辺の池が5つほどあるんですが。

【森下委員】 あれは、養殖の人たちがえさに持ってきたの。

【古川委員】 ああ、そう。

【石井部会長】 エスカルゴにしようという。エスカルゴみたいな料理にしようというのでやったんだけど。

【森下委員】 砕いて。台湾人は食べてるのよ。何であれが増えるかといったら、卵を産むときに、地上に産むの。

【古川委員】 急に真っ赤になるんですよ。

【森下委員】 水の中に産むと、コイだとかが食べるじゃない。それで制限されるんだけど、あれはわざわざ出ていって、水の上に産むからだれも食べない。

【古川委員】 池にある、アシというんですか、そのあたりにずっと。すごいですよ。一遍、農と緑課に行って聞いたんですけど、池が真っ赤になるんですよ。温暖化もあるし、僕の家西には2つ大きい池があって、その1つの池が真っ赤になる。僕の家擁壁のこっち側の下と上と3つあるんですよ。上の池は水が入ったり出たりするからヒシも1つもない。ところが、僕らのところは浅い池で水が動かないものだから、きのうおとといに水利組合が水を入れたけど、去年なんか、上がもう真っ赤。あれは何ですか。

【石井部会長】 多分その赤いやつはタニシと関係なくて、アズラという水草だと思うんです。それも外来のやつ。

【古川委員】 やっぱ水が動かないからああいうのができるわけですか。

【石井部会長】 あれは意識的に農家が放しているケースもあるみたいなんですけど、きょうは藤岡さんが来られているので、何か知っていることはありませんか。

【農政室】 多分先生がおっしゃっておられるのはジャンボタニシの卵とアズラということで、それだったら、農家が放したというのはちょっと……。

【石井部会長】 アイガモ農法で。アイガモ農法はなかなかすぐれた農法なんですけど、カモも、雑草をとっちゃった後食べるものがなくなるんです。それを補助するために、アズラという増殖力の強い水草、あれはアカウキクサというんですか、その仲間ですけど。そういうものを放したと言われているんですけど。

【古川委員】 赤いやつは水に入ったら上に浮いてきよるけど、なかったら下に。この間、僕、池の水を抜きよったんです。大分になる。すると、土の上にまた赤いものがずつと……。この間僕が長靴を入れてやって、裏返したら泥が入って入れなかったんですけど、ひどいんですよ、あれ。

【石井部会長】 ちょっと藤岡さん、時間がありましたら調査でも。

【古川委員】 あれは温暖化で水が動かないからか。タニシは外来のやつだというのは大体わかるけど。

【森下委員】 いや、水草も外来ですよ、ほとんど。

【石井部会長】 アズラも外来です。

【古川委員】 こんなんですよ。

【森下委員】 水草もほとんど外来ですよ。何でかといったら、もし在来だったら、ずっと前から、古い時代からそんなものあったはずでしょう。でも、昔の池にはないんだから。水質がそんなに変わったわけじゃないし。ただ、肥料を使っているのが化学肥料だから、少し水のpHがアルカリに近づいて入りやすくなっているのはある。

【古川委員】 ああそうですか。僕が子供のときには泳いだ池でも、今、真っ赤で……。ただ、家をあんなところに建てなかったらよかったと思って。僕の擁壁のこっちは池だから。一面真っ赤になったら嫌ですよ、ほんまに嫌らしい。

【石井部会長】 ちょっと私から。今、森下さんから食べられない動物の話が出たので。ご説明いただいた、この生産局のやつです、これは農水の事業なんですか、補助金を出すという。この中で、肉処理加工施設の整備をする、こういうハード面については補助をするということになっているんですけど、大阪府ってこういう取り組みはあるんですか。捕獲した鳥獣は。

【農政室】 資料2の14ページのところに、おっしゃっておられる国のハード事業の中の一部で、捕獲鳥獣の肉を加工する計画をしているこの整備があるんですけども。まだ大

阪では、費用対効果から考えまして、処理するだけの捕獲量までは確保できないという判断がありますので、市町村さんの中では、この処理加工施設を整備しようという考えはまだございません。島根県か鳥取県でしたかで、かなり捕獲頭数も多くて、それで肉として販売できるめどが立っているところは、この事業を入れておられるところがあるということです。

【石井部会長】 わかりました。ありがとうございました。興味深い事業だなと思って見ていたんですけども。

ほかはよろしいでしょうか。ちょっと脱線しちゃって申しわけなかったですけども。特にないようでしたら、ただいまのご報告につきましてお認めいただければと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

【石井部会長】 どうもありがとうございました。そうしましたら、本日の議事の予定はここまでということであります。進行にご協力いただきありがとうございました。

それでは、事務局にお返しします。よろしくお願いいたします。

【司会】 ありがとうございました。なお、本日の部会で諮問を受けてご審議いただきました内容につきましては、大阪府環境審議会野生生物部会運営要領に基づき、知事に対して、環境審議会から答申されることとなっています。なお、大阪府環境審議会、いわゆる本審議会ですが、5月11日月曜日に開催の予定でございます。その際に石井部会長から、本日の審議及び採決についてご報告いただく予定です。

それでは、これにて本日の会議を終了させていただきます。長時間どうもありがとうございました。

(午前11時01分 閉会)

— 了 —